臨時号

R4, 12, 9

~愛媛県は特別警戒期間中です!~

県下での新型コロナ感染拡大を受け、12月5日(月)から愛媛県は「特別警戒期間」となっています。松前町でも、先週より新型コロナ感染症患者が増え、学級閉鎖を行っている学校もあります。

本校でも同様に先週より新型コロナウイルス感染症関連による出席停止者が増えている状況です。このような状況を受け、松前町として<u>給食時の黙食を継続するとともに、校外交流や</u>部活動の練習試合等外部との交流については、厳選して実施するようにしています。

御家庭におかれましても、家庭生活における感染予防対策(会食・校外活動等への配慮)に 御配慮いただき、共に第8波を乗り切っていきたいものです。

この冬は、かぜ、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の流行が心配されます。どれが流行しても学習や学校行事への影響が大きいため、しっかりと予防対策をとっていただきたいと思います。

また、出席停止の期間は、感染症によって変わってきますので、御注意ください。(出席停止基準は以下・裏面参照)

インフルエンザにおける出席停止期間の基準

<u>~ 発症後5日を経過し、解熱後2日を経過するまで ~</u>



(×_×)...発熱

(ご)…発熱なし

圖圖 … 登校可能

※発熱初日と解熱した日は発熱期間に含みます。

抗ウイルス薬のおかげで、すぐに熱が下がるようになってきましたが、感染の危険性があるため、熱が下がっても、最低5日間は出席停止となります。5日、6日と熱が長引けば、その後、2日間は出席停止となります。病院でも確認されると思われますが、必ずその指示に従ってください。御理解・御協力をよろしくお願いいたします。